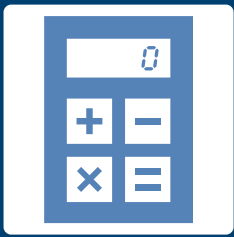


2019年4月施行の労基法に完全対応！

項目	概要
1 時間外労働の上限規制	▶ 時間外労働の上限を原則月 45 時間、年 360 時間規制 ▶ 特別条項は年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 次官（休日労働含む）が限度
2 高度プロフェッショナル制度の創設	年収 1,075 万円以上の特定高度専門業務従事者に対する労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外 ※年間 104 日の休日確保等、健康確保措置の実施が義務化
3 長時間労働者の医師面接指導の見直し	長時間労働者の医師面接指導の時間外労働を月 100 時間から月 80 時間に引下げ
4 労働時間の状況把握の実効性確保	現認や客観的な方法による労働時間の把握を義務化（管理監督者含むすべての労働者）
5 月 60 時間超の時間外労働の割増率引上げ	月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を 50% 以上に変更
6 年次有給休暇の年 5 日取得義務	年 10 日以上之年休付与者は、毎年、時季を指定して年 5 日の取得を義務化
7 勤務間インターバル（努力義務）	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保が必要
8 フレックスタイム制の見直し	フレックスタイム制の清算期間の上限が 1 ヶ月から 3 ヶ月に延長

ここに注目！



フレックス3ヶ月計算に対応

起算月、清算期間を任意に設定可能。
月ごと、清算期間ごとの超過時間のアラートも可能になりました。



専用アラートを充実

有休、フレックス関連の
専用計算変数を追加できるようになりました。



給与ソフトとの連動

PCA 給与と有休データの連動が可能になりました。



有休の比例付与

有休の比例付与が可能になります。
（2019 年 12 月リリース予定）



計画有休を独立管理

有休と計画有休を明確に分離した帳票
が作成可能になりました。